

富士市若者世帯
まちなか居住支援奨励金交付制度



10月3日(月)から

がスタート!



「まちなか U-40」は、市の人口減少に歯どめをかけ、まちなかなどへの居住を促進するため、市内在住の若者世帯を対象に、住宅取得にかかる費用の助成を行う制度です。



▲ JR新富士駅



▲ 吉原中央駅

す。
また、「まちなかU-40」制度を創設し
いくために、「まちなかU-40」制度を創設し
力と活力あるコンパクトな都市づくりを進めて
充実した「まちなか」に若者世帯の人が住む、魅
ありません。路線バスや鉄道などの公共交通が
乗り物ですが、いつまでも利用できるものでは
代間交流の活発化も進みます。自動車は便利な
づくり」が可能になり、地域コミュニティ・世
することは、将来にわたって「持続可能な都市
なった富士市で、多くの人が「まちなか」に居住
むことが期待されます。

車社会の進行や商業施設などの郊外への立
地、高い持ち家志向からの郊外への住宅建設な
どを背景に、近年、「まちなか」のにぎわいが失
われつつあります。富士市では、「都市の顔」と
なる、「まちなか」のにぎわい再生に向けて、再
開発事業の促進や空き店舗対策をはじめとした
取り組みを展開しています。多くの人が「まち
なか」に住むことによって、公共交通や生活に
必要な店舗、病院、福祉などの施設の立地が進
むことが期待されます。

「まちなか」に住む

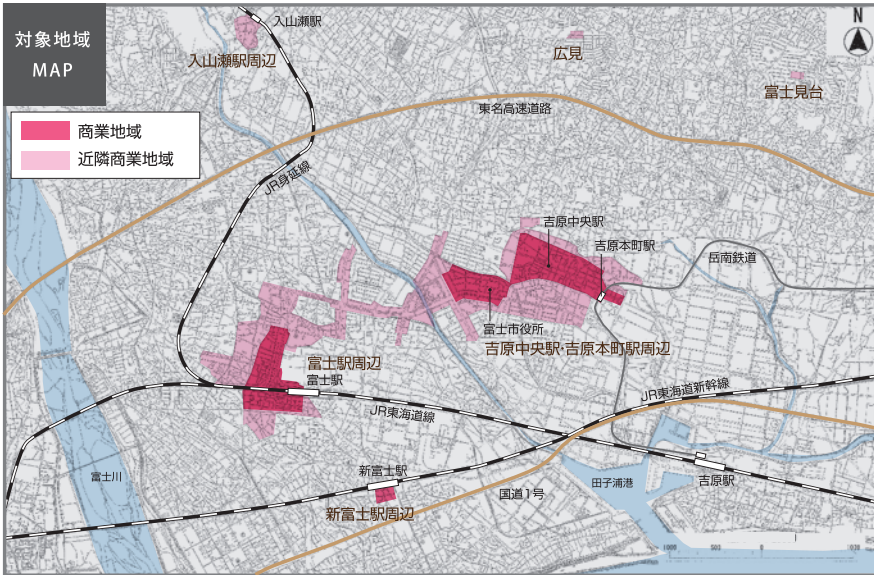
まちなかU-40 概要

対象

世帯：市内在住の若者夫婦世帯（申請時点で夫婦のいずれかが満40歳未満）で、市内に住宅を所有していない世帯

住宅：玄関、居室、台所、トイレ及び浴室などを備え、みずから居住する住居であること

地域：市内の商業系用途地域（近隣商業地域及び商業地域）



【助成金額】

内容	助成金額
住宅取得（新築・購入） 居住用の部分の床面積が50平方メートル超、取得価格500万円以上の新築・建売・中古住宅、分譲マンション	50万円
市内事業者による新築施工 市内事業者（市内に主たる事業所を有する工務店や大工などの事業者）が新築した対象住宅を取得した場合	+20万円

★新築住宅は当該住宅の工事費用の額、建売住宅・中古住宅・分譲マンションはこれらの住宅の購入費用の額となります。中古住宅・分譲マンションは、改修費用を含みます。いずれの場合も、土地の購入費用は含みません。

まちなかU-40 申請方法

受付場所／住宅政策課（市役所7階）
申し込み／10月3日（月）から（土・日曜日、祝休日は除く）受け付けます。直接住宅政策課へ

※計画認定申請書、計画変更申請書、完了届、奨励金交付申請書（いずれも市ウェブサイトでダウンロード可）を、その過程においてその都度提出が必要です。

まちなかU-40 Q&A

Q 何年以上住む必要がありますか？

A 取得した住宅に10年以上居住する必要があります。10年に満たない場合は基準に基づき助成金の返還を求めます。

Q 店舗併用住宅は対象となりますか？

A 店舗併用住宅の住宅専用部分の床面積が50平方メートルを超え、かつ、その費用が500万円（税込み）以上であれば、対象となります。

Q 住宅取得後に婚姻する予定ですが、対象となりますか？

A 計画認定申請時に婚姻していることが条件になるので、対象なりません。

Q 計画認定申請はいつ行えばよいですか？

A 新築住宅を取得する場合は、当該工事の「着手前」、建売・中古住宅、分譲マンションを取得する場合は、当該住宅の「購入契約の締結前」となります。

※基礎工事着工前。

問い合わせ

住宅政策課（市役所7階）
TEL (55) 200-17 FAX (57) 200-200
E-mail to-juutaku@div.city.fujishizuoka.jp